

# 協議書

## 【協議事項】

丹波篠山市 市町村運営有償運送（交通空白地輸送）の三田市内への乗り入れについて

## 【概要】

### 1. これまでの経緯

丹波篠山市では、三田市に隣接する丹波篠山市後川地区の三田市方面への移動手段として籠坊～後川下～小柿間を運行する路線バスが利用されてきましたが、小柿籠坊線の利用実態等を踏まえ、平成30年4月の公共交通網の再編により廃止されました。

これに伴い、丹波篠山市の後川地区住民の三田市方面への移動手段を維持・確保するために、平成30年8月に道路運送法第79条に基づく自家用有償旅客運送の登録を受け（令和2年10月更新）、後川地区の住民で構成される組織に運行を委託する「市町村運営有償運送事業」を開始し、三田市内の小柿停留所まで乗り入れしてきました。（令和2年度第2回三田市地域公共交通活性化協議会において合意）

この度、道路運送法第79条に規定する登録の有効期間が令和5年9月30日をもって満了となることから、更新登録の協議を行うこととなりました。路線に三田市の区域が含まれているため、丹波篠山市より三田市地域公共交通活性化協議会に対し協議依頼があったことから、「丹波篠山市 市町村運営有償運送（交通空白地輸送）の三田市内への乗り入れについて」の三田市域を運行する後川～小柿線について協議をお願いします。

### 2. 更新する期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日

### 3. 三田市への乗り入れにあたっての諸条件

- (1) 実施主体 丹波篠山市（後川郷づくり協議会に運行委託）
- (2) 運行形態 前日までに要予約（デマンド方式）
- (3) 運行日 毎週火・木・金曜日
- (4) 運行ルート 三田市内を走る小柿停留所まで現在の経路を踏襲
- (5) 運賃 大人 500円、小人・障がい者 250円
- (6) 利用対象 後川地区の住民または親族に限定
- (7) その他 三田市内における乗降場所は小柿停留所のみ

### 4. (参考)丹波篠山市 市町村運営有償運送の状況について

別紙「市町村運営有償運送の更新申請について」（丹波篠山市地域公共交通会議資料より抜粋）